

伝統産業を活性化することによって

1 京都経済の発展

京都の基幹産業として、雇用を支え、新たな産業を生み出してきた京都の伝統産業の活性化は、京都経済全体の活性化につながります。

2 豊かで活気に満ちた地域社会の形成

ぬくもりのある工芸品、歴史と文化に根ざした加工食品や京料理、高度な技術により製作される格調高い衣装や道具は、暮らしに潤いを与えるとともに、時代を超えて受け継がれてきた京都の伝統行事を支えています。伝統産業を通じて、わたしたちの暮らしやまちに潤いや活気を与えます。

3 日本の伝統産業に活力を

伝統と進取の気質により育まれた京都の伝統産業の技術や意匠は高度で洗練されたものです。国内の多くの伝統産業の中には、京都にそのルーツを持つものが少なくありません。伝統産業の拠点である京都の伝統産業を活性化させ、日本の伝統産業に活力を与えます。

4 日本の文化を京都から世界へ発信

わたしたち日本人が築き上げてきた文化を、日本文化の中心である京都から世界に伝えます。

京都の伝統産業

京都のまち、わたしたちの身の回りには、工芸品や歴史と文化に根ざした加工食品、京料理など多くの伝統産業があります。衣食住の日々の暮らし、冠婚葬祭などの特別な機会、京都らしい伝統的な催事、行事に、伝統産業の工芸品等と出会うことができます。伝統産業は、市民の皆さんの生活に深く根付き、育まれてきました。

また、今年4月に開館した京都迎賓館にも京都の伝統産業の多くの技術や製品が使われています。



協力／京都迎賓館：飾り台



京都の伝統産業の魅力と出会うには—

京都市には、伝統産業の製品を身近に見たり、魅力を体験できる施設があります。ぜひ、一度お越しください。

京都伝統産業ふれあい館

京都市左京区岡崎成勝寺9番地の1
(京都市勧業館「みやこめっせ」地下1階)
開館時間:9:00～17:00
TEL075-762-2670

京都の多彩な伝統工芸品を一堂に集めた常設展示場のほか、歴史・図案など幅広い分野の図書を集めた図書館、展覧会・展示発表が催されるギャラリー、イベントルーム、体験コーナーなど、伝統産業の美と技を体感していただけます。また、「ふれあいショップ」では、多彩な伝統工芸品がご購入できます。



京都市伝統産業振興館(四条京町家)

京都市下京区四条通西洞院東郭巨山町11
開館時間:11:00～21:00
TEL075-213-0350

町家において、京の伝統工芸品をもちいて、季節にあわせたしつらえを体験していただけます。また、伝統産業についての関するイベントや伝統産業従事者の交流の場としてもご利用いただけます。隣接の「町家工房」では、工芸品のご購入、「町家茶房」では、抹茶と京菓子や伏見のお酒を召し上がっていただけます。



この他、皆さんのお住まいの地域にも、伝統産業に触れることができる場所がたくさんあります。また、京都の四季にあわせて、様々な行事やイベントがあります。

詳しくは —

京の伝統産業情報BOX
<http://www.city.kyoto.jp/sankan/densan/>

発行：京都市産業観光局商工部伝統産業課
TEL075-222-3337 FAX075-222-3331



京都市

～伝統産業の未来を切り拓き、日本の文化を世界に発信するために～

伝統産業活性化推進条例 が制定されました。



1200年の悠久の歴史とともに、茶道や華道といった伝統文化が栄え、伝統行事を受け継ぎ、「和」の文化が暮らしの中に脈々と息づいているまち京都。

伝統産業は、こうした京都の、そして日本の文化を支えてきました。現在、伝統産業は、生活様式の変化、海外製品の流入などにより、大変厳しい状況にあります。そのため、伝統産業が支えてきた伝統的な日本の文化も失われつつあります。

この危機に立ち向かい、伝統産業を活性化するため、京都市では、「京都市伝統産業活性化推進条例」を制定しました。(平成17年10月15日施行)



日本の文化を支えてきた京都の伝統産業は、本市の基幹産業であり、我が国の財産である京都を創生するための基軸の一つとなるものです。

「京都市伝統産業活性化推進条例」の制定を契機に、事業者並びに市民の皆さんと本市が一体となって、伝統産業の活性化を推進し、京都の経済の発展と豊かな地域社会の形成を実現し、京都から日本の文化を世界に発信していきましょう。

京都市長

柿本頼業



条例制定の背景

条例制定に向け、京都市では、平成16年7月に学識経験者や業界関係者、観光・文化の専門家、市民公募委員等21名で構成する「京都市伝統産業活性化検討委員会」で、京都の伝統産業の活性化についてご協議いただき、とりまとめていただいた提言「～伝統産業の未来を切り拓くために～」や市民意見を基に、伝統産業の活性化を推進するため、条例を制定しました。

京都市伝統産業活性化推進条例制定に寄せて

～日本のアイデンティティ・京都の伝統産業～

京都、この言葉の響きに特別の思い、感情、イメージを持つ人は多いと思われます。市民のみなさんも、様々なことを思い浮かべられることと思います。

いま、国に「京都創生」を要請しているのも、京都という都市が、私たち日本人にとって、ひいては世界の人々にとって特別の価値を持つ悠久の歴史と文化が息づく都市であるからです。1200年という時の中で培ってきたものは、目に見えなくても京都のあちらこちらで息づいています。京都というまちには、悠久の時間のなかで育んできた和の精神、美の意識が呼吸しているのです。

京都市伝統産業活性化検討委員会では、このような和の精神文化、美の意識というものから刺激を受け、そしてそれを支えてきたのが京都の伝統産業であるとして、その特別の役割を確認しました。京都の伝統産業は単なる産業ではありません。日本のアイデンティティを担うという文化的な意義を有しているのです。そしてそれにふさわしい固有の技術・技法が磨かれ、その研鑽に日夜つとめる職人によって担われてきました。京都の伝統産業の価値とは、第1に生活文化であり、第2に技術・技法なのです。

このことから、市民のみなさんには、ぜひとも京都の伝統産業のつくりだす世界に触れていただき、それを生活のなかで楽しんでいただきたいと思います。「着物を着て京都で暮らす」を合い言葉にしたいと思います。そして京都の職人さんに対して愛情をもって接していきたいと思います。京都の教育の現場では、児童・生徒・学生に対して、京都の伝統産業とともに歩んできた文化と伝統産業の優れた技術について触れる機会をたくさんつくってほしいと思います。

伝統産業も産業ですから、基本的には事業者自らの革新的努力によってその未来が切り拓かれるものです。そのためには、いわゆる「クラスター^{*1}」、伝統産業事業者とそれを取りまく研究機関や「プロデューサー^{*2}」などとの連携をおしすすめ、市場創造型のビジネスをつくっていくことが求められます。

このたびの京都市の条例制定により、京都市も京都というまちを守り、発展させていくという責務を自覚し、その一環として京都の伝統産業の活性化のために、事業者を支援し、市民が楽しむ機会を広げていく施策を展開することを期待します。

京都市伝統産業活性化検討委員会

委員長 西島 安則

●京都市伝統産業活性化検討委員会委員（順不同）

池坊 美佳（京都館館長、華道家元池坊青年部代表）、柿野 欽吾（京都産業大学経済学部教授）、河合 純（京都商工会議所青年部会長、株式会社ヤスカンニー代表取締役社長）、黒川 隆夫（京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科教授）、玄武 田鶴子（京都市小学校長会副会長、京都市立京極小学校長）、越村 美保子（市民公募委員）、佐藤 友美子（センター不易実行研究所部長）、澁野 浩毅（市民公募委員）、鈴木 佳子（京都女子大学短期大学部生活科学科教授）、高橋 忠嗣（京都外職青年団体協議会会長）、中村 弘子（千家十職連師十二代宗哲）、西口 光博（龍谷大学経営学部教授）、西島 安則（京都市産業技術研究所長、前京都市立芸術大学長）、仁科 雅晴（京都伝統産業青年会会長）、平田 第三郎（ローム株式会社特別顧問）、南 恵美子（ホテル日統フリンセス京都取締役役支配人）、若林 靖永（京都大学大学院経済学研究科教授）、若林 靖博（京都伝統工芸協議会会長、京都府伝統協同組合理事長）、渡邊 隆夫（財団法人京都和装産業振興財団理事長、西陣織工業組合理事長）、高木 壽一（京都市副市長）、中野 美明（京都市産業観光局長）（役職は、平成17年3月現在のものです）

^{*1} 特定地域において、産業が事業者、関連研究機関、行政等のネットワークによって革新、発展することに注目したもので、特定分野、特定の地域における相互に関連した集団を意味する。

^{*2} 投資家から投資をしてもらうビジネスプランを持って、事業を展開するものを意味する。

伝統産業の活性化のために

事業者や市民の皆様、京都市が一体となって、伝統産業の活性化を推進するための4つの基本理念と、それに基づく6つの基本的な施策を定めました。

① 市場の開拓

経済環境や生活様式の変化に対応し、購買層やニーズを的確に分析し、商品開発や販売促進などに取り組み、需要を拡大すること。

② 基盤の強化、円滑な流通の促進、技術の継承と革新

京都の地域的特徴を生かし、積極的に事業者や大学などと連携を図り、伝統産業の基盤強化、円滑な流通の促進、技術の継承や新たな活用をすること。

③ 価値や魅力の発信

伝統産業の意義や優れた価値を世界に広く伝え、伝統産業の魅力を増進すること。

④ 日本独自の伝統文化の継承と文化の創造

伝統産業を通じて、伝統的な文化の継承と日本の伝統を取り入れた文化の創造を図ること。

伝統産業活性化推進計画の策定（第8条）

伝統産業の活性化を図るため、「伝統産業活性化推進審議会」を設置（第16条～18条）し、条例に定めた基本理念と基本的な施策を基に、目標や具体的施策を盛り込んだ計画を策定します。

行政、事業者、市民が活性化に向けて・・・

●京都市は・・・

伝統産業を、日本の文化を担う産業として捉え、その活性化を図ります。伝統産業の担い手である事業者の皆さんの創意工夫を生かした主体的な取組を促進し、事業者や市民の皆さんと相互に協力して、伝統産業の活性化を図ります。（第4条）

●事業者の皆さんは・・・

活性化の担い手である事業者の皆さんには、伝統文化とのかかわりや、日本文化を支えていることを理解し、創意工夫し、積極的に活動に取り組むことを定めています。（第5条）

●市民の皆さんは・・・

伝統産業は、市民の皆さんの暮らしに密接に結びついています。日本の文化を支え、暮らしに潤いと豊かさを与えることのできる伝統産業について理解を深めていただくことを定めています。（第6条）

① 創造的活動に対する支援（第9条）

事業の創出、新たな伝統産業製品等の開発など、伝統産業に携わる事業者の皆さんの創造的活動を支援します。

② 教育及び学習の場における取組（第10条）

学校教育や生涯学習において、伝統産業についての体験教室の実施や副読本の作成を行うなど、児童生徒や市民の皆さんに伝統産業に親しんでもらうための取組を行います。

③ 伝統産業についての関心と理解を深める取組（第11条）

伝統産業製品についての適切な情報を消費者に提供や発信するため、事業者の皆さんの「生産・流通履歴の表示」などの取組を支援します。京都の伝統産業の魅力を伝えるため、観光事業等と連携を図り、市民の皆さんや観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに、全国に向けた効果的な情報発信に取り組めます。

④ 技術の継承や後継者の育成（第12条）

伝統産業がもつ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組や、後継者の育成ための取組を行います。

⑤ 活性化の拠点施設等の機能の充実（第13条）

市民の皆さんが伝統産業に触れたり、事業者の皆さんが技術の研究や交流ができるよう、伝統産業ふれあい館や四条京町家、京都市産業技術研究所など伝統産業の活性化を推進するための拠点となる施設の機能の充実に図ります。

⑥ 表彰や奨励（第14条）

伝統産業の振興に関し、優れた成果や功績があった方の表彰に努めます。また、将来において優れた成果を収めることが期待される伝統産業に従事する若手の方の奨励に努めます。

伝統産業の日（第15条）

京都市では、平成13年度に、春分の日を「伝統産業の日」と定め、伝統産業の魅力を伝え、そのすばらしさを広く国内外に発信するため、伝統産業の魅力を伝える多彩な事業を展開していますが、この度、改めて条例に定めました。

